

73	建設局 都市整備局	「特定整備路線」の整備
事業概要	<p>木密地域は、老朽化した木造住宅や狭い道路が多いことから、震災時に火災の延焼による被害の危険性が高い地域である。</p> <p>都は、平成24年に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域約6,500haについて、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を図ることとしている。</p> <p>令和2年には、防災都市づくり推進計画〈基本方針〉を改定し、特定整備路線の取組を5年間延長し、令和7年度（2025年度）全線整備とする目標を示した。</p> <p>「特定整備路線」は、延焼遮断等に大きな整備効果が見込まれる都施行の都市計画道路であり、関係権利者に対する生活再建策を講じながら整備を加速していく。</p>	
これまでの経過	<p>平成24年1月 「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針の策定</p> <p>平成24年6月 特定整備路線の候補区間選定 ・大きな整備効果が見込まれる新設道路等を対象 ・23区間</p> <p>平成24年10月 特定整備路線の候補区間選定 ・一定の道路幅員が確保されている概成区間等を対象 ・全28区間を選定(平成24年6月選定区間含む)</p> <p>平成24年12月 特定整備路線の整備を加速するための関係権利者に対する特別支援策の骨子案を公表</p> <p>平成25年11月 民間の専門事業者を活用した相談窓口の開設 (第1号 放射第32号線(押上))</p> <p>平成25年12月 特定整備路線全区間の地元説明会開催完了</p> <p>平成27年2月 特定整備路線全区間の事業認可を取得</p> <p>平成27年7月 全区間の用地説明会を完了し、当初計画していた全ての相談窓口の設置完了</p> <p>令和2年3月 防災都市づくり推進計画〈基本方針〉の改定 (特定整備路線の取組を5年間延長)</p> <p>令和3年3月 防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改定</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定整備路線 28区間 全区間で事業中 <ul style="list-style-type: none"> <li>①用地取得率 : 62%</li> <li>②工事着手区間: 28区間 (36箇所)</li> <li>③交通開放区間: 2区間 (3箇所) ※</li> </ul> </li> </ul> <p>※交通開放: 早期事業効果発現のため、現道なしの場合は緊急車両及び歩行者が通行できる状態(幅員6m以上)、現道拡幅の場合(現道幅員6m以上)は車線増、右折レーン設置等の状態での暫定交通開放を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23区間で相談窓口を設置</li> </ul>	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を目指し、令和7年度（2025年度）全線整備に向け、全庁を挙げ、全力で取り組んでいく。</li> <li>・ 相談窓口の更なる活用、魅力的な移転先を確保するなどの取組により、用地取得を推進していく。</li> <li>・ 用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進していく。</li> </ul>	
問い合わせ先	建設局 道路建設部 街路課 建設局 用地部 用地課 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	電話 03-5320-5346 03-5320-5214 03-5320-5142